

た作業計画書を作成し、提出しなければならない。

- (1) 施工体制
- (2) 作業工程
- (3) 施工方法（施工順序及び施工範囲含む）
- (4) 使用材料
- (5) 機械器具類
- (6) 品質及び施工管理計画（社内検査体制含む）
- (7) その他各節に特に定める事項等

2 受注者は、作業計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該作業着手前に変更作業計画書を主任監督員に提出しなければならない。

1.4.7 施 工

- 1 受注者は、自らが提出した施工計画書及び作業計画書に基づき適切な工程及び品質の管理を行い、工事を施工しなければならない。
- 2 受注者は、工事の施工部分が設計図書に不適合であることを発見した場合は、直ちに工事打合せ簿にその内容等を記載して主任監督員に報告し、指示を受けなければならない。

1.4.8 ETC 業務用カードの貸与

1. 受注者は、維持、維持工事等（新設又は改築については、首都高速道路の工事で、供用中の首都高速道路を通行しなければ施行が困難な工事に限る。）のため首都高速道路上（営業路線）へ入る場合は、原則として ETC 業務用カードによらなければならない。
2. 受注者は、首都高速道路（営業路線）へ入るために必要な ETC 業務用カードについては、交付申請することにより、必要枚数を請求することができる。
3. 受注者は、ETC 車載器を自らの負担により設置しなければならない。
4. 受注者は、貸付を受けた ETC 業務用カード 1 枚毎に、毎月末に使用報告書を提出しなければならない。なお、「使用報告書」の内容について、監督職員が確認を求める場合がある。
5. 受注者は、ETC 業務用カードの使用においては、紛失及び不正使用の防止に努め、その管理方法について施工計画書に記載しなければならない。
6. 受注者は、受注者の責による ETC 業務用カードの紛失及び紛失に伴う第三者の不正使用により当社が被った損害については賠償しなければならない。
7. 受注者は、ETC 車載器の搭載が困難な場合（短期リース車両等）や特別な事情のある場合は、貸与された ETC 業務用カードを使って ICCR 方式により首都高速道路（営業路線）に入ること。

1.4.9 出来形の管理

受注者は、設計図書に出来形規格値の定めがあるときは、規格値に則った出来形の管理

を行わなければならない。

なお、設計図書に定めがない場合は、監督職員の指示により出来形の管理をしなければならない。

受注者は、工事の完成後、「出来形図表」を提出しなければならない。

1.4.10 現場社内検査

- 1 受注者は、施工計画書又は作業計画書に基づき、工事の施工段階において、自らの責任と費用により現場社内検査を行わなければならない。
- 2 受注者は、主任監督員の請求に対し、前項の現場社内検査の結果を、直ちに提示しなければならない。
- 3 受注者は、現場社内検査責任者を定め、施工計画書又は、作業計画書に記載しなければならない。なお、現場社内検査責任者は、主任技術者又は監理技術者及び元受注者に所属する専門技術者がこれを兼ねることができる。
- 4 受注者は、工事の施工について、現場監督職員の立会を受ける場合は、事前に現場社内検査を実施しなければならない。また、その結果を現場監督職員が請求した場合は、直ちに提示しなければならない。

1.4.11 工事週報等

- 1 受注者は、翌週に予定している工事内容並びに翌週の現場における工事材料検査及び工事施工立会予定を記載した「工事週報・立会検査願」を作成し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに提出するとともに、工事の実施後はその電子データに実施した工事の内容を記載して速やかに提出しなければならない。ただし、電子メールによる提出が困難な場合は、紙による提出も可能とする。なお、提出されたものを整備・保管し、品質管理室工事検査グループによる検査時に確認できるようにしなければならない。
- 2 前項において、準備工、工場製作工等の期間で、監督職員が認めた工事については、「工事週報・立会検査願」の工事週報に関する項目の作成及び提出を省略することができる。
- 3 受注者は、第1項の「工事週報・立会検査願」による工事の予定の内容に変更が生じたときは、速やかに報告しなければならない。なお、報告方法については、第1項の提出方法に準ずるものとする。
- 4 受注者は、前月分の作業実績及びその月に実施する予定の工事内容等を「工事進捗状況表」に記載し、毎月5日までに、これを提出しなければならない。この場合において、実施工程に変更が生じたときは、実施工程表の変更を1.4.3第2項の規定により行わなければならない。
- 5 受注者は、作業日誌、材料受払簿、施工管理試験記録その他必要な帳簿を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。